帰還困難区域(大熊町)から避難し、失職した申立人について、避難先での仕事は知人の仕事を手伝う程度であり、就職活動を継続して行っているものの安定した職を見つけることができずにいることなどの事情を考慮し、平成26年3月以降の就労不能損害の算定において中間収入の全部が控除されずに賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4(以下、上記4名をあわせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、別紙記載の損害項目(ただし、別紙記載の期間に限る。)の和解金として、金1173万7065円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、別紙記載の損害項目(ただし、別紙 記載の期間に限る。)の和解金として、金751万9000円の支払義務が あることを認める。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、別紙記載の損害項目(ただし、別紙 記載の期間に限る。)の和解金として、金762万2000円の支払義務が あることを認める。
- 4 被申立人は、申立人X4に対し、別紙記載の損害項目(ただし、別紙 記載の期間に限る。)の和解金として、金762万2000円の支払義務が あることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に 対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を

交付する。 平成26年10月22日 (仲介委員 中野剛史) (別紙)

申立人 X1について

損害項目	期間	金額
ア 中間指針第四次追補第2、1(指 針)I)①に基づく精神的損害		7, 000, 000 円
イ 住宅確保にかかる費用(家賃差額 相当額)		3, 450, 000 円
ウ 就労不能損害	平成 26 年 3 月 1 日~平成 26 年 5 月 31 日	945, 208 円
工 弁護士費用		341,857 円
合計額		11, 737, 065 円

申立人 X2について

損害項目	期間	金額
ア 中間指針第四次追補第2、1(指 針)I)①に基づく精神的損害		7, 000, 000 円
イ 就労不能損害	平成 26 年 3 月 1 日~平成 26 年 5 月 31 日	300,000円
工 弁護士費用		219,000 円
合計額		7,519,000円

申立人 X3について

損害項目	期間	金額
ア 中間指針第四次追補第2、1(指 針)I)①に基づく精神的損害		7,000,000円
イ 自主的避難等対象区域滞在に係る 損害(慰謝料)	平成 23 年 4 月 23 日~同年 12 月 31 日	400,000円
工 弁護士費用		222,000 円
合計額		7,622,000 円

申立人 X4について

損害項目	期間	金額
ア 中間指針第四次追補第2、1(指 針)I)①に基づく精神的損害		7, 000, 000 円
イ 自主的避難等対象区域滞在に係る 損害(慰謝料)	平成 23 年 4 月 23 日~同年 12 月 31 日	400,000円
工 弁護士費用		222,000 円
合計額		7,622,000円